（常任委員会合同審査会の例）

第十四条　第二条から前条までに定めるもののほか、議事その他運営等の細則に関し必要な事項は、両院合同協議会の議決によりこれを定める。

国会職員の政治的行為の禁止又は制限に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

国会職員の政治的行為の禁止又は制限に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程は、十一月二日両議院議長において、次のとおり決定した。

国会職員の政治的行為の禁止又は制限に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

（国会職員の政治的行為の禁止又は制限に関する規程の一部改正）

第一条　国会職員の政治的行為の禁止又は制限に関する規程（昭和二十七年七月三十日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成二十三年法律第百十二号）がその効力を有する間における第一条の規定の適用については、同条中「並びに国立国会図書館の館長」とあるのは、「、国立国会図書館の館長並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員」とする。

（国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第二条　国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員に関する読替え）

第四条　東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成二十三年法律第百十二号）がその効力を有する間における第一条の規定の適用については、同条中「並びに国立国会図書館の館長」とあるのは、「、国立国会図書館の館長並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員」とする。

附　則

この規程は、平成二十三年十一月二日から施行する。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会に関する件

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会に関する件は、十一月二日両議院議長において、次のとおり協議決定した。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会に関する件

（議事）

第一条　東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「委員会」という。）の会議は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（兼職禁止の官職）

第二条　東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成二十三年法律第百十二号。以下「法」という。）第五条第三項に規定する委員長及び委員が兼ねてはならない官職は、諮問的な非常勤官職（原子力に関する事務を担当する諮問的な非常勤官職を除く。）以外の官職をいう。

（利害関係者の範囲）

第三条　法第六条第一項に規定する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員のうち両議院の議長が協議して定める者は、次に掲げる者とする。

一　原子力委員会の参与及び専門委員並びに原子力委員会の庶務を処理する職員で国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員（以下「課長補佐級以上の職員」という。）であるもの

二　原子力安全委員会の原子炉安全専門審査会の審査委員、核燃料安全専門審査会の審査委員及び緊急事態応急対策調査委員並びに原子力安全委員会事務局の職員で課長補佐級以上の職員であるもの

三　総合資源エネルギー調査会の委員並びに臨時委員及び専門委員で原子力に関し調査審議するもの

四　内閣官房参与その他諮問的な非常勤の職員（前三号に掲げる者を除く。）で原子力に関する事務を担当するもの

五　前各号に掲げる者のほか、内閣府、文部科学省、経済産業省その他の国の行政機関の職員で原子力に関する事務を担当するもののうち、課長補佐級以上の職員である者

六　前各号に掲げる者であった者で、当該官職を離れて三年を経過していないもの

2　法第六条第一項に規定する国家公務員法第二条第三項に規定する特別職の職員のうち両議院の議長が協議して定める者は、次に掲げる者とする。

一　原子力に関する政策を所管する大臣並びに原子力に関する政策を担当する副大臣（副長官を含む。）及び大臣政務官並びにこれらの官職にあった者（原子力に関する政策を担当した政務次官であった者を含む。）

二　原子力委員会の委員長及び委員

三　原子力安全委員会の委員

3　法第六条第一項に規定するその他両議院の議長が協議して定める者は、次に掲げる者とする。

一　会員の全てが一般電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。以下この号において同じ。）である団体、一般電気事業者が出資している団体であって原子力発電所の受注に関する業務を行うもの又は社団法人若しくは財団法人であって原子力に関する事業を実施し、若しくは推進することを目的とするもの及びこれらの者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者

二　独立行政法人原子力研究開発機構、独立行政法人原子力安全基盤機構又は原子力損害賠償支援機構及びこれらの者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者

三　離職前五年間において第一項第一号から第五号までに掲げる者であった者で離職後二年を経過していないもの

四　前項第一号に掲げる者であった者

五　前項第二号又は第三号に掲げる者であった者で離職後二年を経過していないもの

（利害関係者との接触等の場合の報告事項）

第四条　法第六条第一項に規定するその他両議院の議長が協議して定める事項は、利害関係者の役職若しくは地位又は官職（その者の利害関係者としての要件に係るものに限り、それらが複数ある場合には、最終のものとする。）とする。

（法第六条第一項第三号の方法）

第五条　法第六条第一項第三号に規定する方法は、面会、文書の送付、電話及び電子メールの送付とする。

（国会議員との接触等の報告）

第六条　委員長及び委員は、国会議員に関し、法第六条第一項各号に掲げる行為に相当する行為を行ったときは、同項の規定の例により、報告書を両議院の議長に提出しなければならない。

（利害関係者・国会議員接触等報告書の様式）

第七条　法第六条第一項又は前条の報告書（以下「利害関係者・国会議員接触等報告書」という。）は、別記様式によるものとする。

（利害関係者・国会議員接触等報告書の保存及び公表）

第八条　両議院の議長は、利害関係者・国会議員接触等報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年間、利害関係者・国会議員接触等報告書を保存するとともに、当該期間、両議院の議長が指定する場所で一般の閲覧に供する方法により公表するものとする。

（法第九条第三項に規定する職員の範囲）

第九条　法第九条第三項の規定により両院合同協議会の意見を聴く職員は、事務局の事務局長及び部長とする。

（事務局の職員の利害関係者又は国会議員との接触等の報告）

第十条　事務局の事務局長その他委員長が定める職員は、法第六条第一項に規定する利害関係者又は国会議員に関し、同項各号に掲げる行為に相当する行為を行ったときは、委員長及び委員の例により、報告書を両議院の議長に提出しなければならない。

2　第八条の規定は、前項の規定により提出された報告書について準用する。

（事務局長）

第十一条　事務局長は、委員長の命を受け、局務を掌理する。

（総務・調査部）

第十二条　事務局に、総務・調査部を置く。

2　総務・調査部に、部長を置く。

3　部長は、事務局長の命を受け、その部務を掌理する。

（総務課及び調査課）

第十三条　総務・調査部に、総務課及び調査課を置く。

2　総務課は、委員会の運営及び庶務に関する事務をつかさどる。

3　調査課は、委員会の調査活動に関する事務をつかさどる。

4　総務課及び調査課に、課長を置く。

5　課長は、上司の命を受け、その課務を掌理する。

（その他の職員）

第十四条　事務局長、部長及び課長以外の職員は、上司の指揮監督を受け、事務をつかさどる。

（客員調査員）

第十五条　事務局に、客員調査員を置くことができる。

2　客員調査員は、専門的知識のある者の中から委員長が委嘱する。

3　客員調査員は、非常勤とする。